

1 4 学校教育の充実について

(財務省、文部科学省)

【内容】

- (1) 新たな教職員定数改善計画を着実かつ計画的に実施すること。
- (2) 給与負担、教職員定数、学級編制に関する権限を政令指定都市へ移譲すること。

(背景)

- 国においては、平成22年2月以降、教育関係団体や地方自治体、有識者の意見聴取や中央教育審議会の初等中等教育分科会からの「今後の学級編制及び教職員定数の改善について」の提言を受け、本年8月に小・中学校全学年での35・30人学級の実施と教育課題に対応する教職員定数配置の充実を柱とする「新たな教職員定数改善計画(案)」を示し、その初年度分として小学校第1・2学年の35人学級編制に要する経費を平成23年度予算概算要求に盛り込んだところである。
- 各都道府県においては、これまで国の少人数指導加配定数の活用等により、独自に一部の学年において40人の学級編制標準を下回る少人数学級を実施しているところである。
本県においても、少人数指導加配定数の活用や県単独定数により、既に小学校第1・2学年及び中学校第1学年で35人学級を実施しているが、地方財政は厳しく、独自にこれ以上拡充することは困難な状況にあり、計画(案)に沿い国においてその標準の引き下げが着実に実施されることが必要である。
- なお、国による少人数学級の実施に当たっては、各県が少人数学級を実施するために転用してきた少人数指導加配定数を減じることなく、少人数学級の実施に要する定数の充実が図られることが必要である。
- また、授業時数増や指導内容の充実する新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育の充実、外国人児童生徒等への日本語指導の充実などの今日的な教育課題に対応するためには、教職員定数の配置改善を行うことが求められており、学級編制の標準の引き下げと同様に、計画(案)に沿い着実に実施されることが必要である。
- さらに、各県が教員配置や人材確保を計画的・安定的に行うためには、定数改善計画は、中長期的なものであることが必要である。
- 新たな教職員定数改善計画の実施に伴い、平成23年度予算概算要求では小中学校で8,300人の定数増が要求されるなど、今後、大幅な教員数の増加が見込まれる中、教員研修の充実にあたり、研修等定数の拡充を図る必要がある。

- 現在、政令指定都市における県費負担教職員の人事（任命）権は、政令指定都市が有し、都道府県が給与負担をしているため、任命権者と給与負担者が異なるという「ねじれ」状態にある。

(参 考)

1 国の教職員定数改善計画の状況

◆新たな改善計画（案）H23～30

◆H13～17

◆H5～12

○少人数学級の推進等
 小学校第1・2学年 30人学級
 小学校第3～6学年、中学校 35人学級
 複式学級の緩和、解消

○教職員配置の充実（H26～30）
 新学習指導要領への対応等

改善総数
 91,800人

7次
改善計画

改善総数
 26,900人

6次
改善計画

改善総数
 30,400人

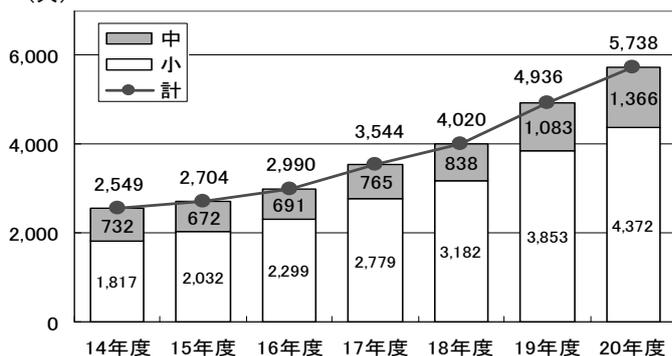
2 少人数学級（35人編制）の実施状況【本 県】

年 度	実施学年	市町村数	増加学級数	該当校数
16	小学校第1学年	29市25町村	243学級	243校
17		32市18町村	264学級	264校
18		35市18町村	278学級	278校
19		35市14町村	262学級	262校
20	小学校第1・2学年	35市20町村	534学級	424校
21	小学校第1・2学年	35市21町村	736学級	631校
22	中学校第1学年	37市16町村	735学級	636校

※ 実施校（研究指定校）へは1学級増につき教員1人を加配。

3 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の状況【本 県】

(人)



※「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査結果（9月1日現在）」

(文部科学省調査)